

◆国保税の計算方法

国保税= ①医療給付費分+②後期高齢者支援金等分+③介護納付金分(40歳~64歳の加入者のみ対象)

	所得割額 (世帯の加入者の所得に応じて計算)	均等割額 (世帯の加入者数に応じて計算)	平等割額 (1世帯当たりの額)
①医療給付費分	= 【課税標準所得×8.6%】 + 【加入者数×21,200円】 + 【17,900円】		
②後期高齢者支援金等分	= 【課税標準所得×2.9%】 + 【加入者数× 7,000円】 + 【 6,400円】		
③介護納付金分	= 【課税標準所得×2.0%】 + 【加入者数× 9,400円】		

※2) 課税標準所得…国保加入者の前年の所得から基礎控除(33万円)を差し引いた額の合算額です。所得とは、例えば事業収入は必要経費を、給与収入は給与所得控除額を、公的年金等は公的年金等控除額をそれぞれ差し引いた額です。

計算例① 軽減がない世帯

【世帯主】
国保・45歳
事業所得 180万円(1)

【妻】
国保・42歳
給与所得 34万円(2)

【子ども2人】
国保・幼児

●軽減判定

世帯の合計所得
(1)+(2)=214万円 → 軽減判定基準超え
⇒『軽減なし』

●課税標準所得

〈世帯主〉所得180万円-基礎控除33万円=147万円①
〈妻〉所得 34万円-基礎控除33万円= 1万円②
①+②=148万円

●税額の計算 ※それぞれで100円未満切り捨て

①医療給付費分 【148万円×8.6%】 + 【4人×21,200円】 + 【17,900円】= 229,900円
②後期高齢者支援金等分 【148万円×2.9%】 + 【4人× 7,000円】 + 【 6,400円】= 77,300円
③介護納付金分 【148万円×2.0%】 + 【2人× 9,400円】 = 48,400円

国保税年税額(①+②+③) = 355,600円

計算例② 5割軽減世帯

【世帯主】
国保・73歳
年金所得 60万円(1)

【妻】
国保・72歳
年金所得 20万円(2)

●軽減判定

世帯の合計所得
(1)+(2)=80万円※ → 33万円+(24.5万円×1人)
以下⇒『5割軽減該当』

●課税標準所得

〈世帯主〉所得60万円-基礎控除33万円=27万円①
〈妻〉所得20万円-基礎控除33万円= 0 ②
①+②=27万円

●税額の計算 ※それぞれで100円未満切り捨て

①医療給付費分 【27万円×8.6%】 + 【2人×21,200円×0.5】 + 【17,900円×0.5】= 53,300円
②後期高齢者支援金等分 【27万円×2.9%】 + 【2人× 7,000円×0.5】 + 【 6,400円×0.5】= 18,000円
③介護納付金分 40歳から64歳までの加入者がいないため課税なし = 0円

国保税年税額(①+②+③) = 71,300円

計算例③ 7割軽減世帯

【世帯主】
国保・61歳
年金所得 10万円

●軽減判定

世帯の合計所得
10万円 → 33万円以下
⇒『7割軽減該当』

●課税標準所得

〈世帯主〉所得10万円-基礎控除33万円= 0

●税額の計算 ※それぞれで100円未満切り捨て

①医療給付費分 【所得割なし】 + 【1人×21,200円×0.3】 + 【17,900円×0.3】= 11,700円
②後期高齢者支援金等分 【所得割なし】 + 【1人× 7,000円×0.3】 + 【 6,400円×0.3】= 4,000円
③介護納付金分 【所得割なし】 + 【1人× 9,400円×0.3】 = 2,800円

国保税年税額(①+②+③) = 18,500円

※国保税について詳しいことは、本庁・国保年金課へ、国保税の支払いについては納税課いずれも ☎1111へお尋ねください。

平成25年度の

国民健康保険税について

国民健康保険(国保)税の税率改正については、「市政だより天草」2月1日号でお知らせしましたが、今号では、改正後の税率による具体的な計算方法などについてお知らせします。

◆国保税の税率

※平成24年度(参考)

区分	医療給付費分	後期高齢者支援金等分	介護納付金分	医療給付費分	後期高齢者支援金等分	介護納付金分
所得割額(税率)	8.6%	2.9%	2.0%	7.3%	2.9%	1.6%
均等割額(1人当たり)	21,200円	7,000円	9,400円	18,000円	7,000円	8,000円
平等割額(1世帯当たり)	17,900円	6,400円	—	15,800円	6,400円	—
課税限度額(上限額)	510,000円	140,000円	120,000円	510,000円	140,000円	120,000円

◆税率の改正について

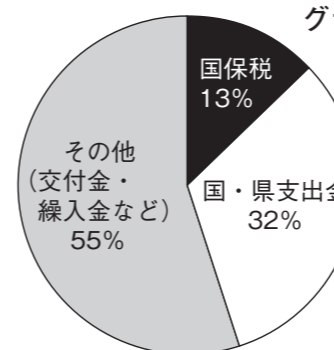
国保は、病気やけがをしたときに誰もが安心して医療を受けられるように、加入者で国民健康保険税(国保税)を出し合い、お互いに助け合うという相互扶助の制度として、加入者の皆さんに納めていただく国保税と国や県からの補助金を主な財源として事業を運営しています(グラフ1参照)。

しかしながら、天草市においては、高齢化の進展や医療の高度化などにより、1人当たりの年間

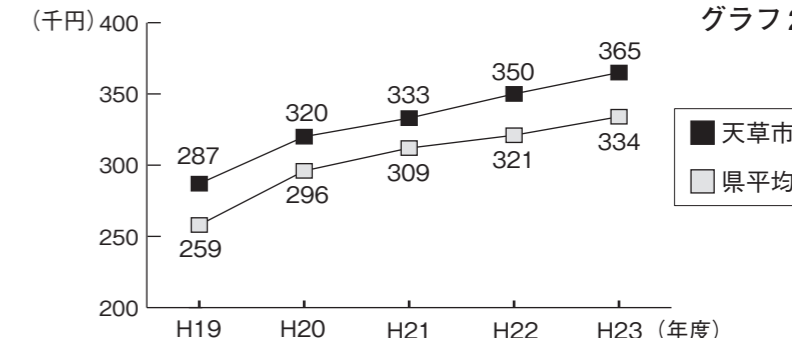
医療費は年々増加しており(グラフ2参照)、国保の財政状況は依然として厳しい状況が続いています。

このような状況をふまえ、国保事業の健全かつ安定的な運営を図るため、平成25年度から国保税の税率を引き上げることとしました。加入者の皆さんが安心して医療サービスを受けていただくための負担として、ご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。

◆国保の財源内訳(H23年度決算) グラフ1



◆国保加入者(一般加入者)における1人当たりの年間医療費 グラフ2



◆国保税の軽減

世帯主やその世帯の国保加入者の合計所得額が下の軽減判定基準に該当する場合は、均等割額と平等割額が軽減されます。

■国保税の均等割額・平等割額の軽減判定基準

世帯の国保加入者(旧国保加入者も含む)の合計所得額が

- ①33万円以下……………7割軽減
- ②33万円+(24.5万円×世帯主以外の加入者数と旧国保加入者数の合計)以下……5割軽減
- ③33万円+(35万円×世帯主を含む加入者数と旧国保加入者数の合計)以下……2割軽減

※1) 旧国保加入者…国保から後期高齢者医療制度へ移行した人のこと。